

第2回川口市男女共同参画推進委員会

令和3年5月28日（金）14時00分

中央図書館 会議室

次 第

1 開 会

2 協議事項

（1）男女共同参画に関する市民意識調査について

3 報告事項

（1）令和3年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について

4 その他

5 閉 会

配布資料一覧

| | | |
|---------|-------------------------|----|
| 資料No. 1 | 男女共同参画に関する市民意識調査について | 1 |
| 資料No. 2 | 平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査票 | 5 |
| 資料No. 3 | 令和3年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況 | 21 |

男女共同参画に関する市民意識調査について

1 調査の目的

本調査は、男女共同参画に関する市民意識や生活実態について把握し、今後の男女共同参画施策の推進における基礎資料として活用する。

2 調査期日

令和3年9月

3 調査対象

- (1) 対象年齢：川口市在住の満18歳以上の男女
- (2) 標本数：4,000人（男女各2,000人）
- (3) 抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 調査内容

平成28年度調査を基準とする

6 調査項目

- (1) 男女の平等について
- (2) 男女平等教育について
- (3) 家庭生活について
- (4) ワーク・ライフ・バランスについて
- (5) 就労について（追加質問）
- (6) 社会活動への参加について
- (7) 男女間の暴力について（追加質問）
- (8) 防災について
- (9) 男女共同参画の推進について（追加質問）
- (10) 回答者自身について

【追加質問】

(5) 就労について (追加質問)

問 職場での女性の雇用・登用について

- 1 進んでいる
- 2 どちらかといえば進んでいる
- 3 あまり進んでいない
- 4 進んでいない
- 5 わからない

問 職場での女性の雇用・登用を進めるうえで課題と思われるものはなんですか。
(複数回答可)

- 1 男性中心の組織体制である
- 2 男性の育児・家事参画を進めるための後押しが不十分
- 3 ワーク・ライフ・バランスに取り組む職場づくりが進んでいない
- 4 女性を登用するためのキャリア形成支援が不十分
- 5 昇進を望まない女性が多い
- 6 課題はない
- 7 その他 ()

(7) 男女間の暴力について（追加質問）

問 あなたはハラスメントを受けた経験がありますか。それぞれについてあてはまるものに○をつけてください。

- 1 パワー・ハラスメント
- 2 セクシュアル・ハラスメント
- 3 マタニティ・ハラスメント
- 4 モラル・ハラスメント ※1
- 5 ケア・ハラスメント ※2
- 6 性的マイノリティ（LGBT等）に関するハラスメント ※3
- 7 自分は受けたことがないが、周囲に被害者がいる
- 8 自分も受けたことがないし、周囲に被害者もいない

※1 言葉や態度などによる精神的な暴力、嫌がらせです。

※2 働きながら育児や介護を行う労働者に対し、嫌がらせや制度を利用させない行為です。

※3 LGBTとは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)など、性的マイノリティの方を表す総称のひとつです。

その他にも、LGBTには、クエスチョニング(セクシュアリティを決められない、分からない、決めないなどの人)やエックスジェンダー(男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人)などの様々なセクシュアリティの方がいます。

問 上記のことを誰かに相談しましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

- 1 家族・親戚
- 2 友人・知人
- 3 同じ経験をした人
- 4 医師・カウンセラー
- 5 公的機関(市や県の相談窓口や電話相談)
- 6 人権援護委員
- 7 民間の相談機関
- 8 弁護士
- 9 警察
- 10 その他(具体的に)
- 11 誰にも相談しなかった

(9) 男女共同参画の推進について（追加質問）

問 あなたは、性的マイノリティ（LGBT等※）の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。あてはまるものをすべてお選びください。

- 1 職場、学校において、嫌がらせをすること
- 2 差別的な言動をすること
- 3 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 4 性的マイノリティに対する理解が足りないこと
- 5 就職・職場での不利な扱いをすること
- 6 アパート等への入居を拒否すること
- 7 宿泊を拒否すること
- 8 店舗等への入店や施設利用を拒否すること
- 9 その他（ ）
- 10 特にない

問 性的マイノリティの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。3つまでお選びください。

- 1 性的マイノリティの人権を守るための啓発活動を推進する
- 2 性的マイノリティのための人権相談、電話相談を充実する
- 3 学校において、性的マイノリティについて理解を深める教育を充実する
- 4 パートナーシップ宣誓制度（※）など、同性カップルを公認する制度をつくる
- 5 性的マイノリティが働きやすい職場をつくる
- 6 公共施設や店舗等トイレや更衣室など、性的マイノリティが生活しやすい環境を整備する
- 7 役所への申請書やアンケートの性別欄を性的マイノリティに配慮したものにする
- 8 その他（ ）
- 9 特にない

（※）パートナーシップ宣誓制度とは、市町村が、同性のカップルを「婚姻に相当する関係」と認め、市町村独自の証明書を発行する制度です。

男女共同参画に関する市民意識調査

【男女共同参画に関する市民意識調査へのご協力をお願い】

市民の皆様には、日ごろから市政の推進に対しまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、男女がともにいきいきと、対等なパートナーとして、伸びやかに生きることのできるまちづくりを目指して、「第2次川口市男女共同参画計画」に基づいて、様々な取り組みを進めております。

このたび、市民の皆様の男女共同参画に関する意識の変化を把握し、今後、市が取り組むべき施策の参考資料とするために、調査を実施することといたしました。

今回の調査では、満20歳以上の市民の皆様の中から、無作為に4,000人(男性・女性各2,000人)の方を選ばせていただき、ご協力をお願いしております。調査結果は「〇〇の意見が〇%」などという形でとりまとめ、ご回答いただきました内容は本調査の目的以外に使用いたしません。

市民の皆様とともに、川口市を魅力的で元気なまちにするために、アンケートの趣旨をご理解いただき、ぜひともご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成28年11月 川口市長 奥ノ木 信夫

＊ ＊ ご記入にあたってのお願い ＊ ＊

- 1 必ず、封筒の宛名ご本人様に回答をお願いいたします。
- 2 回答に氏名・住所を記入していただく必要はありません。
- 3 回答には、濃いえんぴつか、黒または青のボールペン・万年筆をご使用ください。
- 4 回答方法は、あてはまる選択肢の番号を○で囲んでください。
- 5 ご自分の意見に近い選択肢がない場合は「その他()」の選択肢の番号を○で囲み、()の中にその具体的な内容をご記入ください。
- 6 設問によって回答していただく方が限られる場合があります。説明文や矢印に従ってお進みください。

すべての記入が終わりましたら、お忙しいところ恐縮ですが、
平成28年11月22日(火)までに
同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、投函してください。

● 調査票に関するお問い合わせ先 ●

川口市 市民生活部 協働推進課

〒332-0015 川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4階

TEL: 048-227-7605

(火曜～土曜 9:30～21:00 日曜 9:30～17:00 月・祝日は休み)

1 男女の平等について

問1 あなたは、次の分野において、男女は平等になっていると思いますか。また、社会全体としてはどうですか。次のそれぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

| | 男性が優遇されている | どちらかといえば男性の方が優遇されている | 平等 | どちらかといえば女性の方が優遇されている | 女性が優遇されている | わからない |
|-------------|------------|----------------------|----|----------------------|------------|-------|
| (ア) 家庭生活 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (イ) 職場 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (ウ) 学校教育 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (エ) 法律や制度 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (オ) 社会通念・慣習 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (カ) 政治の場 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (キ) 地域活動 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (ク) 社会全体として | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

問2 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、これについてあなたはどのようにお考えになりますか。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 賛成 | 3. どちらかといえば反対 |
| 2. どちらかといえば賛成 | 4. 反対 |
| | 5. わからない |

2 男女平等教育について

問3 あなたは、男女共同参画社会を実現するために、家庭、学校、職場、社会等のあらゆる教育の場で特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。

| | もつとも必要である | 必要である | 必要ではない | わからない |
|--|-----------|-------|--------|-------|
| [学校教育] (ア) 男女平等についての授業を行う | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (イ) 性別にかかわらず、児童・生徒の個性や能力に応じた生活指導、進路指導を行う | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (ウ) 教員など指導的立場にあるものに研修を行う | 1 | 2 | 3 | 4 |

※問3は3ページにも続きます

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| [家庭] (エ) 男女平等についての子ども向け、家庭向けパンフレットを作成する | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (オ) 互いの性を尊重しあうことや子どもを産み育てることの大切さを教える | 1 | 2 | 3 | 4 |
| [職場] (カ) 職場内で男女平等についての研修を行う | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (キ) 会社役員や人事担当などについて研修を行う | 1 | 2 | 3 | 4 |
| [社会] (ク) 市民意識啓発のために講演会やセミナーを開催する | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (ケ) その他（具体的に： _____） | | | | |

3 家庭生活について

問4 あなたは、家事、育児、介護、町会・自治会活動、PTA活動の役割について、どのようにお考えですか。それぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

| | 主に女性がする | 男女が協力してする | 主に男性がする | 時間があるほうがある | わからない |
|--------------|---------|-----------|---------|------------|-------|
| (ア) 家事 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (イ) 育児 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (ウ) 介護 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (エ) 町会・自治会活動 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (オ) PTA活動 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問5 あなたは、家事、育児、介護、町会・自治会活動、PTA活動について、現在、平日で平均どのくらい関わっていますか。それぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

| | ほとんど関わっていない | 30分程度 | 1時間程度 | 2～3時間程度 | 4～5時間程度 | 6～7時間程度 | 8時間以上 | わからない | 該当する家族はいない |
|--------------|-------------|-------|-------|---------|---------|---------|-------|-------|------------|
| (ア) 家事 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
| (イ) 育児 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| (ウ) 介護 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| (エ) 町会・自治会活動 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| (オ) PTA活動 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |

↓
問5-1へ

(問5で1つでも「1」から「7」と回答した方に)

問5-1 あなたは、家事、育児、介護、町会・自治会活動、PTA活動へ現在の自分の関わり方が十分だと思いますか。それぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

| | 十分である | ある程度は十分である | あまり十分ではない | 十分ではない | わからない |
|--------------|-------|------------|-----------|--------|-------|
| (ア) 家事 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (イ) 育児 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (ウ) 介護 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (エ) 町会・自治会活動 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (オ) PTA活動 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

(問5-1で家事、育児、介護、町会・自治会活動、PTA活動のそれぞれについて、1つでも「3」または「4」と回答した方に)

問5-2 あまり十分に関われない理由は何ですか。最も大きな理由を1つお答えください。

| | |
|------------------------------|--------------------------------|
| 1. 仕事が忙しすぎるため | 6. 家事・育児・介護が面倒だと考えているため |
| 2. 通勤時間が長いため | 7. 家事・育児・介護をどのようにしたらよいかわからないため |
| 3. 育児・介護休業制度などが不十分、または利用しにくい | 8. あまり重要と思わないため |
| 4. 趣味や自分の個人的な楽しみの方を大切にしたい | 9. その他(具体的に:) |
| 5. 家庭のことにあまり関心がない | 10. わからない |

問6 あなたは、男性の育児休業取得についてどのようにお考えですか。あなたの考えに最も近いものをお選びください。

| | |
|---------------|---------------|
| 1. 賛成 | 3. どちらかといえば反対 |
| 2. どちらかといえば賛成 | 4. 反対 |
| | 5. わからない |

問7 あなたは、男性の介護休業取得についてどのようにお考えですか。あなたの考えに最も近いものをお選びください。

| | |
|---------------|---------------|
| 1. 賛成 | 3. どちらかといえば反対 |
| 2. どちらかといえば賛成 | 4. 反対 |
| | 5. わからない |

問8 結婚、家庭等について、あなたの考えはどれですか。それぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

| | 賛成 | どちらかといえば賛成 | どちらかといえば反対 | 反対 | わからない |
|-------------------------------------|----|------------|------------|----|-------|
| (ア) 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (イ) 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (ウ) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

4 ワーク・ライフ・バランスについて

問9 あなたは、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか。

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 内容をよく知っている | 3. 知らない |
| 2. 見たり、聞いたりしたことはある | |

問10 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの希望（理想）に最も近いものを1つだけお選びください。

- | |
|---------------------------------|
| 1. 「仕事」を優先 |
| 2. 「家庭生活」を優先 |
| 3. 「地域・個人の生活」を優先 |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先 |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先 |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 |
| 8. わからない |

問11 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの現実（現状）に最も近いものを1つだけお選びください。

- | |
|---------------------------------|
| 1. 「仕事」を優先 |
| 2. 「家庭生活」を優先 |
| 3. 「地域・個人の生活」を優先 |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先 |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先 |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 |
| 8. わからない |

問12 あなたの生活では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）はどの程度実現されていますか。

1. 仕事と生活の調和が取れている
2. どちらかといえば仕事と生活の調和が取れている
3. どちらかといえば仕事と生活の調和が取れていない
4. 仕事と生活の調和が取れていない
5. わからない

問13 男女が共に仕事と家庭の両立をしていくためにはどのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものを3つまでお選びください。

1. 給与などの男女間格差をなくすこと
2. 年間労働時間を短縮すること
3. 育児・介護休業、育児短時間勤務などの制度を企業が整えること
4. 代替要員の確保など、育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境をつくること
5. 育児や介護のために退職した職員をもとの会社で再雇用する制度を導入すること
6. 育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること
7. 地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること
8. 在宅勤務や時差勤務など、柔軟な勤務制度を導入すること
9. 職業上、必要な知識・技術などの職業訓練を充実すること
10. 男性が家事や育児を行う能力を高めること
11. その他（具体的に： _____)
12. わからない

5 就労について

問14 女性の働き方は、どのようなかたちが望ましいと思いますか。あなたのお考えに最も近いものを1つだけお選びください。

1. ずっと仕事を続ける
2. 結婚したら仕事をやめ、家事や育児に専念する
3. 子育て時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事を続ける
4. 子育て時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事を続ける
5. 子どもができるまでは仕事をもち、子どもができたら家事や育児に専念する
6. 仕事は持たない
7. その他（具体的に： _____）
8. わからない

6 社会活動への参加について

問15 あなたは、地方自治体（県や市町村）などの施策について、女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 十分反映されている | 3. あまり反映されていない |
| 2. ある程度反映されている | 4. ほとんど反映されていない |
| | 5. わからない |

（問15で「3. あまり反映されていない」「4. ほとんど反映されていない」と答えた方に）

問15-1 その理由は何ですか。3つまでお選びください。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 女性の議員が少ない | 5. 女性自身の意欲や責任感が乏しい |
| 2. 行政機関の管理職に女性が少ない | 6. 男性の意識・理解が足りない |
| 3. 審議会や委員会に女性委員が少ない | 7. 社会のしくみが女性に不利 |
| 4. 町会や自治会のリーダーに女性が少ない | 8. その他（具体的に： _____） |

7 男女間の暴力について

問17 あなたは、次のようなことがパートナー（夫婦・恋人）間で行われた場合、暴力にあたると思いますか。それぞれについてあてはまるものを1つずつお選びください。

| | 暴力にあたる | どんな場合も 合がある | 暴力の場合と そうでない場 合がある | 暴力にあたる と思わない |
|--------------------------------|--------|----------------|--------------------------|-----------------|
| (ア) 平手で打つ・こぶしで殴る | 1 | | 2 | 3 |
| (イ) 足で蹴る | 1 | | 2 | 3 |
| (ウ) 物を投げつける | 1 | | 2 | 3 |
| (エ) 身体を傷つける可能性のある物などで殴る | 1 | | 2 | 3 |
| (オ) 殴るふりをして脅かす | 1 | | 2 | 3 |
| (カ) 刃物などを突きつけて脅かす | 1 | | 2 | 3 |
| (キ) 突き飛ばしたり、壁に叩きつけたりする | 1 | | 2 | 3 |
| (ク) ドアや机を蹴るなど、大きな音を立てて脅かす | 1 | | 2 | 3 |
| (ケ) 相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する | 1 | | 2 | 3 |
| (コ) 見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる | 1 | | 2 | 3 |
| (サ) 何を言っても長時間無視し続ける | 1 | | 2 | 3 |
| (シ) 交友関係や電話・郵便物などを細かく監視する | 1 | | 2 | 3 |
| (ス) 「誰のおかげで生活できるのだ」「役立たず」などと言う | 1 | | 2 | 3 |
| (セ) 大声でどなる | 1 | | 2 | 3 |
| (ソ) 生活費を渡さない | 1 | | 2 | 3 |

問18 あなたは、次のような行為を受けたことがありますか。それぞれについて、あてはまるものをお選びください。配偶者と恋人両方から受けたことがある場合は、両方について頻度をお答えください。

| | 配偶者から (事実婚含む) | | 恋人から | | 全 く な い |
|---------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------|
| | あ っ た も の 頻 度 | あ っ た も の 頻 度 | あ っ た も の 頻 度 | あ っ た も の 頻 度 | |
| (ア) 平手で打つ・こぶしで殴る | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (イ) 足で蹴る | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (ウ) 物を投げつける | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (エ) 身体を傷つける可能性のある物などで殴る | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (オ) 殴るふりをして脅かす | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (カ) 刃物などを突きつけて脅かす | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (キ) 突き飛ばしたり、壁に叩きつけたりする | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (ク) ドアや机を蹴るなど、大きな音を立てて脅かす | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (ケ) 相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

※問18は10ページにも続きます。

↓
問18-1へ

問18の続き

| | 配偶者から (事実婚含む) | | 恋人から | | 全くない |
|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|------|
| | あ 何 度 も あ っ た | あ 1 〜 2 度 あ っ た | あ 何 度 も あ っ た | あ 1 〜 2 度 あ っ た | |
| (コ) 見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (サ) 何を言っても長時間無視し続ける | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (シ) 交友関係や電話・郵便物などを細かく監視する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (ス) 「誰のおかげで生活できるのだ」「役立たず」などと言う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (セ) 大声でどなる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (ソ) 生活費を渡さない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

(問18で1つでも「1. 何度もあった」から「4. 1〜2度あった」と答えた方に)

問18-1 誰かに相談しましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

| | |
|------------------------|----------------|
| 1. 家族・親戚 | 7. 民間の相談機関 |
| 2. 友人・知人 | 8. 弁護士 |
| 3. 同じ経験をした人 | 9. 警察 |
| 4. 医師・カウンセラー | 10. その他 |
| 5. 公的機関(市や県の相談窓口や電話相談) | (具体的に: _____) |
| 6. 人権擁護委員 | 11. 誰にも相談しなかった |

(問18-1で「11. 誰にも相談しなかった」と答えた方に)

問18-1-1 相談しなかったのはなぜですか。あてはまるものをすべてお選びください。

| | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 1. 相談するほどのことではないと思ったから | 8. 相談したことがわかると仕返しを受けると思ったから |
| 2. 相談しても無駄だと思ったから | 9. 世間体が悪いから |
| 3. どこに相談したらいいかわからなかったから | 10. 他人を巻き込みたくなかったから |
| 4. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから | 11. 自分にも悪いところがあると思ったから |
| 5. そのことについて思い出したくなかったから | 12. その他(具体的に: _____) |
| 6. 相談員の言動により不快な思いをすと思ったから | 13. わからない |
| 7. 自分さえ我慢すればすむと思ったから | |

9 男女共同参画の推進について

問20 次に挙げる男女共同参画に関する社会の動きや言葉についてうかがいます。それぞれについてあてはまるものを1つずつお選びください。

| | 内容をよく 知っている | 見たり、 聞いたり したことはある | 知らない |
|--------------------------------------|----------------|-------------------------|------|
| (ア) 男女共同参画社会 | 1 | 2 | 3 |
| (イ) ジェンダー（社会的性別） | 1 | 2 | 3 |
| (ウ) エンパワーメント | 1 | 2 | 3 |
| (エ) ポジティブ・アクション | 1 | 2 | 3 |
| (オ) ユニバーサルデザイン | 1 | 2 | 3 |
| (カ) セクシュアル・ハラスメント（セクハラ） | 1 | 2 | 3 |
| (キ) マタニティ・ハラスメント（マタハラ） | 1 | 2 | 3 |
| (ク) セクシュアル・マイノリティ、LGBT | 1 | 2 | 3 |
| (ケ) DV（ドメスティック・バイオレンス） | 1 | 2 | 3 |
| (コ) デートDV | 1 | 2 | 3 |
| (サ) 男女共同参画週間 | 1 | 2 | 3 |
| (シ) 男女共同参画社会基本法 | 1 | 2 | 3 |
| (ス) 女子差別撤廃条約 | 1 | 2 | 3 |
| (セ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法） | 1 | 2 | 3 |
| (ソ) 育児・介護休業法 | 1 | 2 | 3 |
| (タ) 男女雇用機会均等法 | 1 | 2 | 3 |

問21 川口市が取り組んでいる次の施策・事業についてうかがいます。それぞれについてあてはまるものを1つずつお選びください。

| | 知 つ て い る 内 容 を よ く | は あ る 見 た り し た こ と は あ る | 見 た り 、 聞 い た り し た こ と | 知 ら な い |
|-------------------------------|--|---|--|------------------|
| (ア) 男女共同参画情報紙「Co-Labo (コ・ラボ)」 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| (イ) 川口市男女共同参画推進条例 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| (ウ) 第2次川口市男女共同参画計画 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| (エ) 男女共同参画セミナー | 1 | 2 | 3 | 3 |
| (オ) 川口市男女共同参画のつどい(講演会) | 1 | 2 | 3 | 3 |
| (カ) 川口市男女共同参画フォーラム | 1 | 2 | 3 | 3 |
| (キ) キュポ・ラ本館棟M4階「男女共同参画コーナー」 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| (ク) 女性のための悩みごと電話相談(毎月第2・4水曜日) | 1 | 2 | 3 | 3 |

問22 男女共同参画社会の実現に向けて、今後川口市はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。3つまでお選びください。

1. 広報紙やパンフレットなどで、男女共同参画について意識啓発を積極的に行う
2. 学校教育の場で、男女共同参画についての学習を充実する
3. 生涯学習の場や地域で、男女共同参画についての学習を充実する
4. セクハラやDV等、人権に関する相談窓口や支援体制を充実する
5. セクシュアル・マイノリティ、LGBTなど性の多様性に関する意識啓発を行う
6. 政策方針決定の場へ女性を積極的に登用する
7. 女性自身の職業能力の向上を図るための学習の場を充実する
8. 男性に対して男女共同参画についての意識啓発や家事講座等の学習を充実する
9. 保育施設や学童保育などのサービスを充実する
10. 介護や福祉関係の施設やサービスを充実する
11. 企業などが男女共同参画の推進に取り組めるよう、情報提供や働きかけを行う
12. 外国人市民が住みやすい環境づくりを進める
13. 男女共同参画を推進するための活動拠点を充実させる
14. その他 ()
15. 特にない

問23 市の男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画社会についてご意見・ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

あなたご自身のことについて

F 1 あなたの性別は。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

F 2 あなたの年齢は。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1. 20～24歳 | 4. 35～39歳 | 7. 50～54歳 | 10. 65～69歳 |
| 2. 25～29歳 | 5. 40～44歳 | 8. 55～59歳 | 11. 70歳以上 |
| 3. 30～34歳 | 6. 45～49歳 | 9. 60～64歳 | |

F 3 あなたの職業は。

- | | | | |
|-----------|--------------|---------|---------|
| 1. 事業主 | 4. 会社員・団体職員 | 7. 専業主婦 | 9. 無職 |
| 2. 自営業・家業 | 5. 派遣・契約・嘱託 | ・専業主夫 | 10. その他 |
| 3. 自由業 | 6. パート・アルバイト | 8. 学生 | () |

F 4 あなたの最終学歴をお答えください。中途退学の場合は最後に卒業した学校、在学中の場合は、現在在学している学校をお答えください。

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 中学校 | 4. 短期大学、高等専門学校 |
| 2. 高等学校 | 5. 4年生大学、大学院 |
| 3. 専門学校、各種学校 | 6. その他 () |

F 5 あなたは結婚していますか。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 結婚している（事実婚を含む） | 2. 結婚していたが、離別・死別した |
| | 3. 結婚していない（未婚） |

F 5-1 結婚（事実婚を含む）している方にお聞きします。あなたの配偶者の職業は何ですか。

- | | | | |
|-----------|--------------|---------|---------|
| 1. 事業主 | 4. 会社員・団体職員 | 7. 専業主婦 | 9. 無職 |
| 2. 自営業・家業 | 5. 派遣・契約・嘱託 | ・専業主夫 | 10. その他 |
| 3. 自由業 | 6. パート・アルバイト | 8. 学生 | () |

F 6 あなたの配偶者の最終学歴をお答えください。中途退学の場合は最後に卒業した学校、在学中の場合は、現在在学している学校をお答えください。

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 中学校 | 4. 短期大学、高等専門学校 |
| 2. 高等学校 | 5. 4年生大学、大学院 |
| 3. 専門学校、各種学校 | 6. その他 () |

F 7 お子さんはいらっしゃいますか。

| | | |
|--------|-------|---------|
| 1. いない | 2. 1人 | 5. 4人 |
| | 3. 2人 | 6. 5人以上 |
| | 4. 3人 | |
| | | |

F 7-1 一番下のお子さんはおいくつですか。

_____ 歳

F 8 あなたが同居している家族構成は次のどれにあてはまりますか。

| | | |
|---------|----------------|-----------------|
| 1. 一人世帯 | 2. 一世代世帯（夫婦のみ） | 4. 三世代世帯（親と子と孫） |
| | 3. 二世帯世帯（親と子） | 5. その他（ ） |

F 8-1 回答者ご本人様以外で、65歳以上のご家族と同居されていますか。

| | |
|-----------|-------------|
| 1. 同居している | 2. 同居はしていない |
|-----------|-------------|

ご協力、ありがとうございました。

平成28年11月22日（火）までに、同封の『返信用封筒』に入れてポストに投函してください。
切手は不要です。また、個人情報保護のため、調査票や封筒にご住所やお名前をお書きにならないよう、お願いいたします。

令和3年度 行政委員会・附属機関等の女性登用状況

(基準日:原則として令和3年4月1日現在)

| | 審議会 | | | 委員 | | | 公募委員 | | | |
|--|-----------------|----------------|------------------|------------------|--------------|------------------|---------------|------------------|------------|------------------|
| | 審議会数 | 女性委員の いる審議会 | 女性のいる 審議会比率 | 委員数 | 女性 委員数 | 女性委員 比率 | 公募のある 審議会数 | 公募の 比率 | 委員数 | 公募委員 比率 |
| 行政委員会 (地方自治法第180条の5) (R2.4.1) | 6 (6) | 4 (5) | 66.7% (83.3%) | 31 (31) | 5 (5) | 16.1% (16.1%) | 1 (1) | 16.7% (16.7%) | 12 (12) | 38.7% (38.7%) |
| 附属機関等 (地方自治法第202条の3) (R2.4.1) | 172 173 | 160 155 | 93.0% (89.6%) | 2,299 (1,933) | 639 (555) | 27.8% (28.7%) | 21 (23) | 12.2% (13.3%) | 43 (48) | 1.9% (2.5%) |
| 計 | 178 (R2.4.1) | 164 (179) | 92.1% (89.4%) | 2,330 (1,964) | 644 (560) | 27.6% (28.5%) | 22 (24) | 12.4% (13.4%) | 55 (60) | 2.4% (3.1%) |

【 令和3年度調査・特記事項 】

○女性委員のいない(女性委員ゼロ)審議会

合計 14 ※ 前年度との比較 19 → 14

・行政委員会 : 2
 監査委員
 公平委員会

・附属機関等 : 12

川口市情報公開・個人情報保護等審査会
 川口市商工資金審査会
 川口市公務災害補償等審査会
 景観形成委員会

川口市建築審査会
 開発審査会
 川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会
 安行藤八特定土地区画整理審議会

石神西立野特定土地区画整理審議会
 芝東第6土地区画整理審議会
 木曾呂小学校学校運営協議会
 芝中学校学校運営協議会

○新設した審議会 合計 31

川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会
 南鳩ヶ谷小学校学校運営協議会
 在家小学校学校運営協議会
 戸塚綾瀬小学校学校運営協議会
 木曾呂小学校学校運営協議会
 差間小学校学校運営協議会
 戸塚東小学校学校運営協議会
 本町小学校学校運営協議会
 東本郷小学校学校運営協議会
 東領家小学校学校運営協議会

柳崎小学校学校運営協議会
 根岸小学校学校運営協議会
 桜町小学校学校運営協議会
 芝樋ノ爪小学校学校運営協議会
 辻小学校学校運営協議会
 里小学校学校運営協議会
 青木中央小学校学校運営協議会
 鳩ヶ谷小学校学校運営協議会
 上青木小学校学校運営協議会
 十二月田中学校学校運営協議会

戸塚西中学校学校運営協議会
 在家中学校学校運営協議会
 幸並中学校学校運営協議会
 仲町中学校学校運営協議会
 八幡木中学校学校運営協議会
 神根中学校学校運営協議会
 里中学校学校運営協議会
 青木中学校学校運営協議会
 領家中学校学校運営協議会
 鳩ヶ谷中学校学校運営協議会
 北中学校学校運営協議会

○終了した審議会 合計 30

川口市総合計画審議会
 南鳩ヶ谷小学校学校評議員
 差間小学校学校評議員
 木曾呂小学校学校評議員
 本町小学校学校評議員
 東本郷小学校学校評議員
 東領家小学校学校評議員
 柳崎小学校学校評議員
 根岸小学校学校評議員
 芝樋ノ爪小学校学校評議員

里小学校学校評議員
 青木中央小学校学校評議員
 鳩ヶ谷小学校学校評議員
 戸塚綾瀬小学校学校評議員
 上青木小学校学校評議員
 桜町小学校学校評議員
 在家小学校学校評議員
 八幡木中学校学校評議員
 十二月田中学校学校評議員
 幸並中学校学校評議員

戸塚西中学校学校評議員
 神根中学校学校評議員
 仲町中学校学校評議員
 北中学校学校評議員
 在家中学校学校評議員
 里中学校学校評議員
 青木中学校学校評議員
 領家中学校学校評議員
 鳩ヶ谷中学校学校評議員
 消防賞じゅつ金審査委員会

○女性登用率について (178 の行政委員会・附属機関等) ※ 平均 27.6% %

- ・ 35%以上の審議会数 44
- ・ 20%以上35%未満の審議会数 84
- ・ 10%以上20%未満の審議会数 23

| | | |
|------------------|---------------|------------------|
| 川口市農業委員会 | 飯塚小学校学校運営協議会 | 北中学校学校運営協議会 |
| 川口市農政審議会 | 本町小学校学校運営協議会 | 十二月田中学校学校運営協議会 |
| 川口市防災会議 | 並木小学校学校運営協議会 | 文化財保護審議会 |
| 川口市公有財産管理委員会 | 慈林小学校学校運営協議会 | 川口市立上青木公民館運営審議会 |
| 芝東第5土地区画整理審議会 | 幸並中学校学校運営協議会 | 川口市立南鳩ヶ谷公民館運営審議会 |
| 芝中央沿道第1土地区画整理審議会 | 戸塚西中学校学校運営協議会 | 川口市立朝日東公民館運営審議会 |
| 上青木小学校学校運営協議会 | 仲町中学校学校運営協議会 | 川口市立芝南公民館運営審議会 |
| | 安行東中学校学校運営協議会 | 川口市立西公民館運営審議会 |

- ・ 10%未満の審議会数 27

| | | |
|--------------------|-------------------------|----------------|
| 監査委員 | 川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会 | 仲町小学校学校運営協議会 |
| 公平委員会 | 芝東第3土地区画整理審議会 | 木曾呂小学校学校運営協議会 |
| 川口市商工資金審査会 | 新郷東部第2土地区画整理審議会 | 安行東小学校学校運営協議会 |
| 川口市公務災害補償等審査会 | 里土地区画整理審議会 | 幸町小学校学校運営協議会 |
| 川口市情報公開・個人情報保護等審査会 | 芝東第6土地区画整理審議会 | 芝中学校学校運営協議会 |
| 川口市建築審査会 | 安行藤八特定土地区画整理審議会 | 芝西中学校学校運営協議会 |
| 景観形成委員会 | 石神西立野特定土地区画整理審議会 | 小谷場中学校学校運営協議会 |
| 都市計画審議会 | 青木中央小学校学校運営協議会 | 川口市立神根公民館運営審議会 |
| 開発審査会 | 芝西小学校学校運営協議会 | 川口市立朝日公民館運営審議会 |

○公募委員について (178 の行政委員会・附属機関等)

- ・ 公募を行っている審議会の比率 12.4% (22 / 178)
- ・ 公募委員の比率 2.4% (55人 / 2,330人中)
- ・ 公募委員中の女性比率 47.3% (26人 / 55人中)

○ 行政委員会（地方自治法第180条の5）

法律又は条例により設置されているもの。

女性登用率について10%未満の審議会数 2

（原則として、4月1日現在）

| No. | 部局 | 担当課 | 新設 | 名 称 | 委員数 人 | うち 女性委員数 人 | 女性委員 比率 % | 公職の ある 委員会数 | 公職委 員数 | うち女性委 員数 | 根 拠 法 | 条 例 |
|-----|------------|------------|----|----------------|----------|------------------|-----------------|-------------------|-----------|-------------|------------------------------------|---------------------|
| 1 | 教育総務部 | 教育総務課 | | 教育委員会 | 5 | 1 | 20.0 | 無 | 0 | 0 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | |
| 2 | 理財部 | 税制課 | | 川口市固定資産評価審査委員会 | 3 | 1 | 33.3 | 無 | 0 | 0 | 地方自治法第180条の5第3項第2号、地方税法第423条～第426条 | 川口市固定資産評価審査委員会条例 |
| 3 | 監査委員事務局 | 監査委員事務局 | | 監査委員 | 4 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | 地方自治法第195条、196条 | 川口市監査委員に関する条例第2条、3条 |
| 4 | 総務部 | 総務課 | | 公平委員会 | 3 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | 地方公務員法 | |
| 5 | 農業委員会事務局 | 農業委員会事務局 | | 川口市農業委員会 | 12 | 2 | 16.7 | 有 | 12 | 2 | 農業委員会等に関する法律 | |
| 6 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 | | 選挙管理委員会 | 4 | 1 | 25.0 | 無 | 0 | 0 | 地方自治法 | |
| | | | 0 | | 31 | 5 | 16.13 | 1 | 12 | 2 | | |

○附属機関等（地方自治法第138条の4、第202条の3）

法律又は条例により設置されているもの。

女性登用率について10%未満の審議会： 25

（原則として、4月1日現在）

| No. | 部局 | 担当課 | 名称 | 現在の委員数 | | | 女性登用率 | | | 新設 「○」 | 根拠法 | 条例 |
|-----|-------|---------|--------------------|--------|-----------------|-----------------|---------------------|---------------------------|---------------------------|-----------|----------------------------|---------------------------|
| | | | | 人 | うち 女性委員 数 | 女性委員 比率 % | 公募 委員 比率 % | 公募 委員 女性 比率 % | 公募 委員 女性 比率 % | | | |
| 1 | 上下水道局 | 上下水道総務課 | 川口市上下水道事業運営審議会 | 15 | 4 | 26.7 | 有 | 2 | 1 | 50 | | 0 川口市上下水道事業運営審議会設置条例 |
| 2 | 企画財政部 | 企画経営課 | 川口市自治基本条例運用推進委員会 | 14 | 4 | 28.6 | 有 | 2 | 2 | 100 | | 0 自治基本条例 |
| 3 | 保健部 | 保健総務課 | 川口市地域保健審議会 | 17 | 6 | 35.3 | 有 | 1 | 1 | 100 | | 0 川口市地域保健審議会条例 |
| 4 | 保健部 | 国民健康保険課 | 川口市国民健康保険運営協議会 | 15 | 3 | 20.0 | 有 | 1 | 0 | | 国民健康保険法 | 川口市国民健康保険条例 |
| 5 | 保健部 | 疾病対策課 | 川口市感染症診査協議会 | 4 | 1 | 25.0 | 無 | 0 | 0 | | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 川口市感染症診査協議会条例 |
| 6 | 危機管理部 | 危機管理課 | 川口市防災会議 | 63 | 7 | 11.1 | 無 | 0 | 0 | | 災害対策基本法 | 川口市防災会議条例 |
| 7 | 子ども部 | 青少年対策室 | 川口市いじめから子どもを守る委員会 | 3 | 1 | 33.3 | 無 | 0 | 0 | | いじめ防止対策推進法 | 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例 |
| 8 | 子ども部 | 青少年対策室 | 川口市青少年問題協議会 | 15 | 6 | 40.0 | 有 | 2 | 2 | 100 | 地方青少年問題協議会法 | 川口市青少年問題協議会条例 |
| 9 | 学校教育部 | 学務課 | 上青木中学校学校運営協議会 | 10 | 2 | 20.0 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 10 | 学校教育部 | 学務課 | 上青木南小学校学校運営協議会 | 16 | 4 | 25.0 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 11 | 学校教育部 | 学務課 | 並木小学校学校運営協議会 | 13 | 2 | 15.4 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 12 | 学校教育部 | 学務課 | 中居小学校学校運営協議会 | 11 | 4 | 36.4 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 13 | 学校教育部 | 学務課 | 仲町中学校学校運営協議会 | 8 | 1 | 12.5 | 無 | 0 | 0 | ○ | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 14 | 学校教育部 | 学務課 | 仲町小学校学校運営協議会 | 12 | 1 | 8.3 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 15 | 学校教育部 | 学務課 | 元郷中学校学校運営協議会 | 12 | 4 | 33.3 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 16 | 学校教育部 | 学務課 | 元郷南小学校学校運営協議会 | 16 | 9 | 56.3 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 17 | 学校教育部 | 学務課 | 元郷小学校学校運営協議会 | 12 | 4 | 33.3 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 18 | 学校教育部 | 学務課 | 八幡木中学校学校運営協議会 | 14 | 5 | 35.7 | 無 | 0 | 0 | ○ | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 19 | 学校教育部 | 学務課 | 前川小学校学校運営協議会 | 16 | 4 | 25.0 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 20 | 学校教育部 | 学務課 | 前川東小学校学校運営協議会 | 13 | 4 | 30.8 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 21 | 学校教育部 | 学務課 | 十二月田中学校学校運営協議会 | 13 | 2 | 15.4 | 無 | 0 | 0 | ○ | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 22 | 学校教育部 | 学務課 | 十二月田小学校学校運営協議会 | 11 | 3 | 27.3 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 23 | 学校教育部 | 学務課 | 南中学校学校運営協議会 | 10 | 2 | 20.0 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 24 | 学校教育部 | 学務課 | 南幼稚園学校評議員 | 3 | 3 | 100.0 | 無 | 0 | 0 | | 学校教育法施行規則 | 川口市立学校学校評議員制度に係る学校評議員設置要綱 |
| 25 | 学校教育部 | 学務課 | 南鳩ヶ谷小学校学校運営協議会 | 14 | 5 | 35.7 | 無 | 0 | 0 | ○ | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 26 | 学校教育部 | 学務課 | 原町小学校学校運営協議会 | 14 | 3 | 21.4 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 27 | 学校教育部 | 学務課 | 在家中学校学校運営協議会 | 7 | 2 | 28.6 | 無 | 0 | 0 | ○ | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 28 | 学校教育部 | 学務課 | 在家小学校学校運営協議会 | 11 | 3 | 27.3 | 無 | 0 | 0 | ○ | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 29 | 学校教育部 | 学務課 | 安行中学校学校運営協議会 | 13 | 6 | 46.2 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 30 | 学校教育部 | 学務課 | 安行小学校学校運営協議会 | 13 | 7 | 53.8 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 31 | 学校教育部 | 学務課 | 安行東中学校学校運営協議会 | 15 | 2 | 13.3 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 32 | 学校教育部 | 学務課 | 安行東小学校学校運営協議会 | 15 | 1 | 6.7 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 33 | 学校教育部 | 学務課 | 小谷場中学校学校運営協議会 | 13 | 1 | 7.7 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 34 | 学校教育部 | 学務課 | 岸川中学校学校運営協議会 | 15 | 3 | 20.0 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 35 | 学校教育部 | 学務課 | 差間小学校学校運営協議会 | 15 | 7 | 46.7 | 無 | 0 | 0 | ○ | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 36 | 学校教育部 | 学務課 | 市立川口高等学校学校評議員 | 5 | 1 | 20.0 | 無 | 0 | 0 | | 学校教育法施行規則 | 川口市立学校学校評議員制度に係る学校評議員設置要綱 |
| 37 | 学校教育部 | 学務課 | 市立川口高等学校学校評議員(定時制) | 4 | 1 | 25.0 | 無 | 0 | 0 | | 学校教育法施行規則 | 川口市立学校学校評議員制度に係る学校評議員設置要綱 |
| 38 | 学校教育部 | 学務課 | 幸並中学校学校運営協議会 | 7 | 1 | 14.3 | 無 | 0 | 0 | ○ | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 39 | 学校教育部 | 学務課 | 幸町小学校学校運営協議会 | 13 | 1 | 7.7 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 40 | 学校教育部 | 学務課 | 慈林小学校学校運営協議会 | 11 | 2 | 18.2 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 41 | 学校教育部 | 学務課 | 戸塚中学校学校運営協議会 | 14 | 4 | 28.6 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 42 | 学校教育部 | 学務課 | 戸塚北小学校学校運営協議会 | 14 | 3 | 21.4 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 43 | 学校教育部 | 学務課 | 戸塚南小学校学校運営協議会 | 19 | 5 | 26.3 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 44 | 学校教育部 | 学務課 | 戸塚小学校学校運営協議会 | 14 | 4 | 28.6 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 45 | 学校教育部 | 学務課 | 戸塚東小学校学校運営協議会 | 14 | 4 | 28.6 | 無 | 0 | 0 | ○ | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 46 | 学校教育部 | 学務課 | 戸塚綾瀬小学校学校運営協議会 | 12 | 4 | 33.3 | 無 | 0 | 0 | ○ | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 47 | 学校教育部 | 学務課 | 戸塚西中学校学校運営協議会 | 9 | 1 | 11.1 | 無 | 0 | 0 | ○ | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 48 | 学校教育部 | 学務課 | 新郷南小学校学校運営協議会 | 12 | 3 | 25.0 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 49 | 学校教育部 | 学務課 | 新郷小学校学校運営協議会 | 16 | 4 | 25.0 | 無 | 0 | 0 | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |

○附属機関等（地方自治法第138条の4、第202条の3）

法律又は条例により設置されているもの。

女性登用率について10%未満の審議会： 25

（原則として、4月1日現在）

| No. | 部局 | 担当課 | 名称 | 現在の委員数 | | | 女性登用率について10%未満の審議会 | | | | 新設 「○」 | 根拠法 | 条例 |
|-----|-------|---------|---------------------------|--------|-----------------|-----------------|--------------------|---------------------|---------|-----|----------------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| | | | | 人 | うち 女性委員 数 | 女性委員 比率 % | 公募 委員 人 | 公募 委員 女性 人 | 比率 % | | | | |
| 50 | 学校教育部 | 学務課 | 新郷東小学校学校運営協議会 | 12 | 3 | 25.0 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 51 | 学校教育部 | 学務課 | 朝日東小学校学校運営協議会 | 9 | 2 | 22.2 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 52 | 学校教育部 | 学務課 | 朝日西小学校学校運営協議会 | 10 | 3 | 30.0 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 53 | 学校教育部 | 学務課 | 木曾呂小学校学校運営協議会 | 10 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 54 | 学校教育部 | 学務課 | 本町小学校学校運営協議会 | 14 | 2 | 14.3 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 55 | 学校教育部 | 学務課 | 東中学校学校運営協議会 | 14 | 4 | 28.6 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 56 | 学校教育部 | 学務課 | 東本郷小学校学校運営協議会 | 11 | 5 | 45.5 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 57 | 学校教育部 | 学務課 | 東領家小学校学校運営協議会 | 9 | 3 | 33.3 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 58 | 学校教育部 | 学務課 | 柳崎小学校学校運営協議会 | 12 | 5 | 41.7 | 無 | 0 | 0 | ○ | 委員が地域の代表者の割合が多く、女性代表の職についていないため。 | 次期任期代えの際には女性委員を登用するように努める。 | |
| 59 | 学校教育部 | 学務課 | 根岸小学校学校運営協議会 | 10 | 2 | 20.0 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 60 | 学校教育部 | 学務課 | 桜町小学校学校運営協議会 | 11 | 6 | 54.5 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 61 | 学校教育部 | 学務課 | 榛松中学校学校運営協議会 | 11 | 5 | 45.5 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 62 | 学校教育部 | 学務課 | 神根中学校学校運営協議会 | 7 | 2 | 28.6 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 63 | 学校教育部 | 学務課 | 神根小学校学校運営協議会 | 15 | 3 | 20.0 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 64 | 学校教育部 | 学務課 | 神根東小学校学校運営協議会 | 11 | 3 | 27.3 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 65 | 学校教育部 | 学務課 | 舟戸小学校学校運営協議会 | 9 | 3 | 33.3 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 66 | 学校教育部 | 学務課 | 舟戸幼稚園学校校評議員 | 3 | 3 | 100.0 | 無 | 0 | 0 | | | 学校教育法施行規則 | 川口市立学校校評議員制度に係る学校評議員設置要綱 |
| 67 | 学校教育部 | 学務課 | 芝中央小学校学校運営協議会 | 14 | 3 | 21.4 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 68 | 学校教育部 | 学務課 | 芝中学校学校運営協議会 | 10 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 69 | 学校教育部 | 学務課 | 芝南小学校学校運営協議会 | 14 | 7 | 50.0 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 70 | 学校教育部 | 学務課 | 芝富士小学校学校運営協議会 | 10 | 4 | 40.0 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 71 | 学校教育部 | 学務課 | 芝小学校学校運営協議会 | 13 | 4 | 30.8 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 72 | 学校教育部 | 学務課 | 芝東中学校学校運営協議会 | 13 | 4 | 30.8 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 73 | 学校教育部 | 学務課 | 芝樋ノ爪小学校学校運営協議会 | 12 | 4 | 33.3 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 74 | 学校教育部 | 学務課 | 芝西中学校学校運営協議会 | 15 | 1 | 6.7 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 75 | 学校教育部 | 学務課 | 芝西小学校学校運営協議会 | 13 | 1 | 7.7 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 76 | 学校教育部 | 学務課 | 西中学校学校運営協議会 | 11 | 3 | 27.3 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 77 | 学校教育部 | 学務課 | 辻小学校学校運営協議会 | 14 | 6 | 42.9 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 78 | 学校教育部 | 学務課 | 里中学校学校運営協議会 | 11 | 4 | 36.4 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 79 | 学校教育部 | 学務課 | 里小学校学校運営協議会 | 7 | 3 | 42.9 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 80 | 学校教育部 | 学務課 | 青木中央小学校学校運営協議会 | 15 | 1 | 6.7 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 81 | 学校教育部 | 学務課 | 青木中学校学校運営協議会 | 10 | 3 | 30.0 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 82 | 学校教育部 | 学務課 | 青木北小学校学校運営協議会 | 16 | 5 | 31.3 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 83 | 学校教育部 | 学務課 | 領家中学校学校運営協議会 | 10 | 3 | 30.0 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 84 | 学校教育部 | 学務課 | 領家小学校学校運営協議会 | 11 | 3 | 27.3 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 85 | 学校教育部 | 学務課 | 飯仲小学校学校運営協議会 | 14 | 4 | 28.6 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 86 | 学校教育部 | 学務課 | 飯塚小学校学校運営協議会 | 12 | 2 | 16.7 | 無 | 0 | 0 | | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 87 | 学校教育部 | 学務課 | 鳩ヶ谷中学校学校運営協議会 | 12 | 3 | 25.0 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 88 | 学校教育部 | 学務課 | 鳩ヶ谷小学校学校運営協議会 | 12 | 4 | 33.3 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 89 | 学校教育部 | 学務課 | 北中学校学校運営協議会 | 13 | 2 | 15.4 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 90 | 学校教育部 | 学校保健課 | 川口市学校給食運営審議会 | 15 | 5 | 33.3 | 有 | 2 | 1 | 50 | | | 0 川口市学校給食運営審議会条例 |
| 91 | 学校教育部 | 指導課 | 川口市いじめ問題調査委員会 1 | 5 | 3 | 60.0 | 無 | 0 | 0 | | | いじめ防止対策推進法 | 川口市いじめ問題調査委員会条例 |
| 92 | 学校教育部 | 指導課 | 川口市いじめ問題調査委員会 2 | 4 | 1 | 25.0 | 無 | 0 | 0 | | | いじめ防止対策推進法 | 川口市いじめ問題調査委員会条例 |
| 93 | 学校教育部 | 指導課 | 川口市障害児就学支援委員会 | 15 | 6 | 40.0 | 無 | 0 | 0 | | | | 0 川口市障害児就学支援委員会条例 |
| 94 | 市民生活部 | 交通安全対策課 | 川口市交通安全対策協議会 | 15 | 3 | 20.0 | 無 | 0 | 0 | | | | 0 川口市交通安全対策協議会条例 |
| 95 | 市民生活部 | 協働推進課 | 川口市協働推進委員会 | 13 | 4 | 30.8 | 有 | 5 | 3 | 60 | | | 0 川口市協働推進条例委員会及び川口市協働推進委員会規則 |
| 96 | 市民生活部 | 協働推進課 | 男女共同参画推進委員会 | 9 | 5 | 55.6 | 有 | 2 | 1 | 50 | | | 0 川口市男女共同参画推進条例 |
| 97 | 教育学部 | 学務課 | 上青木小学校学校運営協議会 | 13 | 2 | 15.4 | 無 | 0 | 0 | ○ | | 地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 | 川口市学校運営協議会規則 |
| 98 | 教育総務部 | スポーツ課 | 川口市スポーツ推進審議会 | 13 | 4 | 30.8 | 有 | 2 | 1 | 50 | | スポーツ基本法 | 川口市スポーツ推進審議会条例 |
| 99 | 教育総務部 | 中央図書館 | 川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会 | 15 | 10 | 66.7 | 有 | 2 | 2 | 100 | | | 0 川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会条例 |

○附属機関等（地方自治法第138条の4、第202条の3）

法律又は条例により設置されているもの。

女性登用率について10%未満の審議会： 25

（原則として、4月1日現在）

| No. | 部局 | 担当課 | 名称 | 現在の委員数 | | | 公募委員 | 公募委員女性 | 比率 | 新設 「○」 | 根拠法 | 条例 |
|-----|-------|--------------|-------------------------|--------|---------|---------|------|--------|----|-----------|-----|--|
| | | | | 人 | うち女性委員数 | 女性委員比率% | | | | | | |
| 100 | 教育総務部 | 文化推進室 | 川口市文化芸術審議会 | 12 | 3 | 25.0 | 有 | 1 | 0 | | 0 | 川口市文化芸術審議会条例 |
| 101 | 教育総務部 | 文化財課 | 文化財保護審議会 | 10 | 1 | 10.0 | 無 | 0 | 0 | | | 文化財保護法 川口市文化財保護条例 |
| 102 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立上青木公民館運営審議会 | 15 | 2 | 13.3 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 103 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立並木公民館運営審議会 | 14 | 4 | 28.6 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 104 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立中央ふれあい館運営審議会 | 15 | 4 | 26.7 | 無 | 0 | 0 | | 0 | 川口市中央ふれあい館運営審議会条例 |
| 105 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立前川公民館運営審議会 | 15 | 7 | 46.7 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 106 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立前川南公民館運営審議会 | 15 | 7 | 46.7 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 107 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立南平公民館運営審議会 | 15 | 4 | 26.7 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 108 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立南鳩ヶ谷公民館運営審議会 | 15 | 2 | 13.3 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 109 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立安行公民館運営審議会 | 14 | 5 | 35.7 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 110 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立安行東公民館運営審議会 | 15 | 3 | 20.0 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 111 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立幸栄公民館運営審議会 | 15 | 4 | 26.7 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 112 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立戸塚公民館運営審議会 | 14 | 5 | 35.7 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 113 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立戸塚西公民館運営審議会 | 14 | 3 | 21.4 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 114 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立新郷公民館運営審議会 | 14 | 4 | 28.6 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 115 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立新郷南公民館運営審議会 | 12 | 4 | 33.3 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 116 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立朝日公民館運営審議会 | 15 | 1 | 6.7 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 117 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立朝日東公民館運営審議会 | 14 | 2 | 14.3 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 118 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立根岸公民館運営審議会 | 14 | 3 | 21.4 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 119 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立横曽根公民館運営審議会 | 14 | 6 | 42.9 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 120 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立生涯学習プラザ運営審議会 | 14 | 10 | 71.4 | 無 | 0 | 0 | | 0 | 川口市立生涯学習プラザ運営審議会条例 |
| 121 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立神根公民館運営審議会 | 15 | 1 | 6.7 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 122 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立神根東公民館運営審議会 | 15 | 6 | 40.0 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 123 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立神根西公民館運営審議会 | 15 | 6 | 40.0 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 124 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立芝公民館運営審議会 | 15 | 5 | 33.3 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 125 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立芝北公民館運営審議会 | 15 | 6 | 40.0 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 126 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立芝南公民館運営審議会 | 15 | 2 | 13.3 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 127 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立芝園公民館運営審議会 | 11 | 4 | 36.4 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 128 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立芝富士公民館運営審議会 | 12 | 4 | 33.3 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 129 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立芝西公民館運営審議会 | 14 | 3 | 21.4 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 130 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立西公民館運営審議会 | 14 | 2 | 14.3 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 131 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立西川口公民館運営審議会 | 15 | 4 | 26.7 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 132 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立里公民館運営審議会 | 15 | 4 | 26.7 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 133 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立青木公民館運営審議会 | 14 | 6 | 42.9 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 134 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立青木東公民館運営審議会 | 15 | 8 | 53.3 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 135 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立領家公民館運営審議会 | 14 | 3 | 21.4 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 136 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 川口市立鳩ヶ谷公民館運営審議会 | 15 | 5 | 33.3 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 |
| 137 | 教育総務部 | 生涯学習課 | 社会教育委員会 | 15 | 8 | 53.3 | 無 | 0 | 0 | | | 社会教育法 川口市社会教育委員設置条例 |
| 138 | 教育総務部 | 科学館 | 川口市立科学館運営審議会 | 11 | 4 | 36.4 | 有 | 1 | 1 | 100 | 0 | 川口市立科学館運営審議会条例 |
| 139 | 理財部 | 管財課 | 川口市公有財産管理委員会 | 10 | 1 | 10.0 | 無 | 0 | 0 | | | 地方自治法 川口市公有財産管理委員会条例 |
| 140 | 環境部 | 新戸塚環境センター建設課 | 川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会 | 5 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | ○ | 0 | 川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会条例 |
| 141 | 環境部 | 環境総務課 | 川口市環境審議会 | 15 | 6 | 40.0 | 有 | 2 | 2 | 100 | 0 | 川口市環境審議会条例 |
| 142 | 環境部 | 産業廃棄物対策課 | 川口市廃棄物処理施設専門委員会 | 5 | 2 | 40.0 | 無 | 0 | 0 | | | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 |
| 143 | 環境部 | 産業廃棄物対策課 | 川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会 | 4 | 1 | 25.0 | 無 | 0 | 0 | | 0 | 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例 |
| 144 | 環境部 | 資源循環課 | 川口市廃棄物対策審議会 | 15 | 4 | 26.7 | 有 | 2 | 0 | | | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 |
| 145 | 福祉部 | 介護保険課 | 川口市介護保険運営協議会 | 15 | 10 | 66.7 | 有 | 1 | 1 | 100 | 0 | 川口市介護保険運営協議会条例 |
| 146 | 福祉部 | 介護保険課 | 川口市介護認定審査会 | 120 | 56 | 46.7 | 無 | 0 | 0 | | 0 | 川口市介護保険条例3条 |
| 147 | 福祉部 | 福祉総務課 | 川口市民生委員推薦会 | 10 | 5 | 50.0 | 無 | 0 | 0 | | | 民生委員法 0 |
| 148 | 福祉部 | 福祉総務課 | 川口市社会福祉審議会 | 43 | 14 | 32.6 | 有 | 6 | 5 | 83 | | 社会福祉法 社会福祉審議会条例 |
| 149 | 福祉部 | 障害福祉課 | 川口市介護給付費等の支給に関する審査会 | 20 | 9 | 45.0 | 無 | 0 | 0 | | | 障害者総合支援法第15条 川口市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例 |

○附属機関等（地方自治法第138条の4、第202条の3）

法律又は条例により設置されているもの。

女性登用率について10%未満の審議会： 25

（原則として、4月1日現在）

| No. | 部局 | 担当課 | 名称 | 現在の委員数 人 | うち | 女性委員 | 公募 | 公募委員 | 公募委員 | 比率 | 新設 | 根拠法 | 条例 |
|--------------|-------|-------------|---------------------|-------------|------|---------|----|------|------|----|-----|---------------------------|---------------------------------|
| | | | | | 女性委員 | 比率 | | 女性 | 女性 | | | | |
| | | | | | 人 | % | | 人 | 人 | % | 「○」 | | |
| 150 | 経済部 | 産業労働政策課 | 川口市産業労働行政審議会 | 18 | 4 | 22.2 | 無 | 0 | 0 | | | 0 | 川口市産業労働行政審議会条例 |
| 151 | 経済部 | 経営支援課 | 川口市商工資金審査会 | 10 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | | | 0 | 川口市商工資金審査会条例 |
| 152 | 経済部 | 農政課 | 川口市農政審議会 | 15 | 2 | 13.3 | 無 | 0 | 0 | | | 0 | 川口市農政審議会条例 |
| 153 | 総務部 | 総務課 | 川口市同和対策審議会 | 12 | 4 | 33.3 | 有 | 1 | 0 | | | 0 | 川口市同和対策審議会条例 |
| 154 | 総務部 | 職員課 | 川口市公務災害補償等審査会 | 3 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | | | 0 | 川口市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 |
| 155 | 総務部 | 職員課 | 川口市公務災害補償等認定委員会 | 5 | 1 | 20.0 | 無 | 0 | 0 | | | 0 | 川口市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 |
| 156 | 総務部 | 行政管理課 | 川口市情報公開・個人情報保護等審査会 | 3 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | | | 0 | 川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例 |
| 157 | 総務部 | 行政管理課 | 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会 | 12 | 3 | 25.0 | 有 | 2 | 0 | | | 0 | 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例 |
| 158 | 都市整備部 | 北部土地区画整理事務所 | 安行藤八特定土地区画整理審議会 | 15 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | | | 土地区画整理法第56条 | 川口市計画事業安行藤八特定土地区画整理事業施行規程 |
| 159 | 都市整備部 | 北部土地区画整理事務所 | 石神西立野特定土地区画整理審議会 | 15 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | | | 土地区画整理法第56条 | 川口市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施行規程 |
| 160 | 都市整備部 | 市街地整備室 | 芝中央沿道第1土地区画整理審議会 | 9 | 1 | 11.1 | 無 | 0 | 0 | | | 土地区画整理法第56条 | 川口市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業施行規程 |
| 161 | 都市整備部 | 東部土地区画整理事務所 | 新郷東部第2土地区画整理審議会 | 20 | 1 | 5.0 | 無 | 0 | 0 | | | 土地区画整理法第56条 | 川口市計画事業新郷東部第2土地区画整理事業施行規程 |
| 162 | 都市整備部 | 西部土地区画整理事務所 | 芝東第3土地区画整理審議会 | 15 | 1 | 6.7 | 無 | 0 | 0 | | | 土地区画整理法第56条 | 川口市計画事業芝東第3土地区画整理事業施行規程 |
| 163 | 都市整備部 | 西部土地区画整理事務所 | 芝東第4土地区画整理審議会 | 15 | 3 | 20.0 | 無 | 0 | 0 | | | 土地区画整理法第56条 | 川口市計画事業芝東第4土地区画整理事業施行規程 |
| 164 | 都市整備部 | 西部土地区画整理事務所 | 芝東第5土地区画整理審議会 | 15 | 2 | 13.3 | 無 | 0 | 0 | | | 土地区画整理法第56条 | 川口市計画事業芝東第5土地区画整理事業施行規程 |
| 165 | 都市整備部 | 西部土地区画整理事務所 | 芝東第6土地区画整理審議会 | 10 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | | | 土地区画整理法第56条 | 川口市計画事業芝東第6土地区画整理事業施行規程 |
| 166 | 都市整備部 | 里土地区画整理事務所 | 里土地区画整理審議会 | 14 | 1 | 7.1 | 無 | 0 | 0 | | | 土地区画整理法56条 | 川口市計画事業里土地区画整理事業施行規程 |
| 167 | 都市計画部 | みどり課 | 川口市緑化対策委員会 | 15 | 3 | 20.0 | 有 | 2 | 0 | | | 0 | 川口市緑化対策委員会条例 |
| 168 | 都市計画部 | 住宅政策課 | 川口市空家等対策協議会 | 0 | 0 | #DIV/0! | 無 | 0 | 0 | | | 空家等対策の推進に関する特別措置法 | 川口市空家等対策協議会条例 |
| 168 | 都市計画部 | 建築安全課 | 川口市建築審査会 | 5 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | | | 建築基準法 | 川口市建築審査会条例 |
| 170 | 都市計画部 | 計画管理課 | 川口市住居表示審議会 | 0 | 0 | #DIV/0! | 無 | 0 | 0 | | | 0 | 川口市住居表示審議会設置条例 |
| 169 | 都市計画部 | 都市計画課 | 川口市バリアフリー基本構想推進協議会 | 13 | 4 | 30.8 | 有 | 2 | 1 | 50 | | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 川口市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱 |
| 170 | 都市計画部 | 都市計画課 | 景観形成委員会 | 6 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | | | 0 | 川口市景観形成委員会条例 |
| 171 | 都市計画部 | 都市計画課 | 都市計画審議会 | 15 | 1 | 6.7 | 有 | 2 | 0 | | | 都市計画法 | 川口市都市計画審議会条例 |
| 172 | 都市計画部 | 開発審査課 | 開発審査会 | 5 | 0 | 0.0 | 無 | 0 | 0 | | | 都市計画法 | 川口市開発審査会条例 |
| 計（広域の審議会を除く） | | | | 2,299 | 639 | 27.8 | 21 | 43 | 24 | | | 31 | |

○附属機関等(地方自治法第138条の4、第202条の2)・行政委員会(地方自治法第180条の5)前年度中に終了したもの。

法律又は条例により設置されているもの。

(原則として、4月1日現在)

| No. | 部局 | 担当課 | 名称 | 現在の委員数 人 | うち 女性委員 数 人 | 女性委員 比率 % | 公募 委員 人 | 公募委員 女性 人 | 比率 % | 新設・終了 「△」 | 根拠法・条例 |
|-----|-------|-------|--------------|-------------|----------------------|-----------------|---------------|-----------------|---------|--------------|--------|
| 1 | 企画財政部 | 企画経営課 | 川口市総合計画審議会 | 20 | 5 | | 2 | 2 | | △ | |
| 2 | 学校教育部 | 学務課 | 上青木小学校学校評議員 | 4 | 1 | | 0 | 0 | | △ | |
| 3 | 学校教育部 | 学務課 | 仲町中学校学校評議員 | 4 | 1 | | 0 | 0 | | △ | |
| 4 | 学校教育部 | 学務課 | 八幡木中学校学校評議員 | 3 | 1 | | 0 | 0 | | △ | |
| 5 | 学校教育部 | 学務課 | 北中学校学校評議員 | 4 | 2 | | 0 | 0 | | △ | |
| 6 | 学校教育部 | 学務課 | 十二月田中学校学校評議員 | 3 | 1 | | 0 | 0 | | △ | |
| 7 | 学校教育部 | 学務課 | 南鳩ヶ谷小学校学校評議員 | 5 | 4 | | 0 | 0 | | △ | |
| 8 | 学校教育部 | 学務課 | 在家中学校学校評議員 | 4 | 1 | | 0 | 0 | | △ | |
| 9 | 学校教育部 | 学務課 | 差間小学校学校評議員 | 4 | 0 | | 0 | 0 | | △ | |
| 10 | 学校教育部 | 学務課 | 幸並中学校学校評議員 | 5 | 1 | | 0 | 0 | | △ | |
| 11 | 学校教育部 | 学務課 | 戸塚綾瀬小学校学校評議員 | 4 | 1 | | 0 | 0 | | △ | |
| 12 | 学校教育部 | 学務課 | 戸塚西中学校学校評議員 | 5 | 1 | | 0 | 0 | | △ | |
| 13 | 学校教育部 | 学務課 | 木曾呂小学校学校評議員 | 4 | 0 | | 0 | 0 | | △ | |
| 14 | 学校教育部 | 学務課 | 本町小学校学校評議員 | 5 | 1 | | 0 | 0 | | △ | |
| 15 | 学校教育部 | 学務課 | 東本郷小学校学校評議員 | 4 | 2 | | 0 | 0 | | △ | |
| 16 | 学校教育部 | 学務課 | 東領家小学校学校評議員 | 3 | 2 | | 0 | 0 | | △ | |
| 17 | 学校教育部 | 学務課 | 柳崎小学校学校評議員 | 4 | 2 | | 0 | 0 | | △ | |
| 18 | 学校教育部 | 学務課 | 根岸小学校学校評議員 | 4 | 2 | | 0 | 0 | | △ | |
| 19 | 学校教育部 | 学務課 | 桜町小学校学校評議員 | 4 | 2 | | 0 | 0 | | △ | |
| 20 | 学校教育部 | 学務課 | 神根中学校学校評議員 | 3 | 1 | | 0 | 0 | | △ | |
| 21 | 学校教育部 | 学務課 | 芝樋ノ爪小学校学校評議員 | 4 | 2 | | 0 | 0 | | △ | |
| 22 | 学校教育部 | 学務課 | 里中学校学校評議員 | 4 | 0 | | 0 | 0 | | △ | |
| 23 | 学校教育部 | 学務課 | 里小学校学校評議員 | 3 | 1 | | 0 | 0 | | △ | |
| 24 | 学校教育部 | 学務課 | 青木中央小学校学校評議員 | 4 | 1 | | 0 | 0 | | △ | |
| 25 | 学校教育部 | 学務課 | 青木中学校学校評議員 | 4 | 2 | | 0 | 0 | | △ | |
| 26 | 学校教育部 | 学務課 | 領家中学校学校評議員 | 4 | 2 | | 0 | 0 | | △ | |
| 27 | 学校教育部 | 学務課 | 鳩ヶ谷中学校学校評議員 | 4 | 3 | | 0 | 0 | | △ | |
| 28 | 学校教育部 | 学務課 | 鳩ヶ谷小学校学校評議員 | 4 | 1 | | 0 | 0 | | △ | |
| 29 | 学校教育部 | 学務課 | 在家小学校学校評議員 | 11 | 3 | | 0 | 0 | | △ | |
| 30 | 消防局 | 消防総務課 | 消防賞じゅつ金審査委員会 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | △ | |
| | | | | 138 | 46 | | 2 | 2 | | 30 | |